

# 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

## 1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5630-6541 (月～土曜日 9:00～18:00)

担当 墨田区うめわか地域包括支援センター(うめわか指定介護予防支援事業所)

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

## 2 うめわか地域包括支援センターの概要

### (1) 指定介護予防支援事業所の事業所番号及びサービス提供地域

事業所名	墨田区うめわか地域包括支援センター
所在地	東京都墨田区墨田一丁目4番4号
介護予防支援事業所番号	指定介護予防支援(東京都 第1300700042号)
サービス提供地域	原則として墨田一丁目から墨田五丁目、堤通一丁目から二丁目、東向島四丁目

### (2) 同事業所の職員体制

管理者1名

保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員(準じる者含む) 1名以上

### (3) 営業時間

月曜日～土曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時00分～午後6時00分

## 3 指定介護予防支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

別紙「サービス提供の標準的な流れ」参照

## 4 利用料金

### (1) 利用料

事業所が提供する介護予防支援事業等に対する料金規定は、契約書別紙【介護予防支援等にかかる料金】のとおりです。

### (2) 交通費

利用者の都合により、担当職員が区外の施設、医療機関等訪問するための交通費の実費が必要です。

### (3) 解約料

利用者は、いつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

## 5 サービスの利用方法

### (1) 介護予防支援等の利用開始

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

① 介護予防支援等の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して複数の指定介護予防サービス事業所等を紹介するよう、利用者は求めることができます。また利用者は介護予防プランに位置づけた事業所の選定理由の説明を求めることができます。

② 入院時には、利用者またはご家族から、当事業所名及び介護予防支援担当職員名を伝えていただきますようお願いいたします。

### (2) 介護予防支援等の終了

① 利用者の都合で介護予防支援等を終了する場合

お申し出くださればいつでも解約できます。

② 事業所の都合で介護予防支援等を終了する場合

事業所は、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、他の事業者を情報提供いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者の要介護認定区分が、要介護 1～5 と認定または基本チェックリストで非該当と判定された場合
- ・利用者が死亡もしくは墨田区の被保険者でなくなった場合

④ その他

利用者やご家族等が、当事業所や当事業所の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為やハラスメント行為等を行うことにより、健全な信頼関係を築くことが難しいと判断した場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 6 虐待の防止

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的の実施します。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

## 7 感染症の予防及びまん延防止

事業所は感染症の発生とまん延を防止するために必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延を防止するための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

## 8 事業継続計画

事業所は、必要な介護予防サービスが継続的に提供出来る体制を構築する観点から、火災・風水害・地震等の自然災害並びに新型コロナウイルス等の感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練を定期的の実施します。

## 9 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の苦情窓口

当事業所の居宅介護予防支援等に関するご相談・苦情及び、介護予防ケアプランに基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当職員又は、管理者までお申し出下さい。

(2) その他

当事業者以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・墨田区介護保険課 03(5608)6544

- ・墨田区高齢者福祉課 03(5608)6170
- ・東京都国民健康保険団体連合会 03(6238)0177

### 10 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況は次のとおりです。

### 11 運営法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団	
代表者役職・氏名	理事長 岸川 紀子	
本部所在地・電話番号	墨田区向島三丁目36番7号 電話 5608-3711	
定款の目的に定めた事業	1 母子生活支援施設	1 箇所
	2 身体障害者福祉センター	1 箇所
	3 老人福祉センター	1 箇所
	4 老人デイサービスセンター	2 箇所
	5 障害福祉サービス事業	2 箇所
	6 障害児通所支援事業	2 箇所
	7 特定相談支援事業	1 箇所
	8 障害児相談支援事業	1 箇所
	9 健康増進事業	1 箇所
	10 機能訓練事業	1 箇所
	11 墨田区高齢者福祉センター	1 箇所
	12 地域包括支援センター	2 箇所
	13 要介護認定調査事務	1 箇所
	14 高齢者みまもり相談室	2 箇所

年 月 日

介護予防支援等の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業所 所在地 東京都墨田区墨田一丁目4番4号  
 名称 墨田区うめわか地域包括支援センター

説明者 \_\_\_\_\_

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援等についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

代理人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

# 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント契約における 個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報について、次に記載するところにより、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

## 記

### 1. 使用する目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、私の介護予防ケアプランに基づき、指定介護予防サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

### 2. 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内に必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には絶対に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 本人及びその家族から、特に非公開にするよう指定された内容は非公開とすること。
- ③ 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

### 3. 個人情報の内容（例）

- 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、その他の利用者や家族に関する情報
- 認定調査票（チェック項目及び特記事項）、主治医の意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）、基本チェックリスト、利用者基本台帳、住民基本健診票

年 月 日

墨田区うめわか地域包括支援センター 様

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

利用者家族代表 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_